

第 7 8 号議案

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 6 章 雑則（第 4 9 条・ 第 5 0 条 ） 附則 （保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項及び第 4 項並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 以下この条 において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げ	目次 第 1 章～第 5 章 （略） 第 6 章 雑則（第 4 9 条） 附則 （保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項及び第 4 項並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 第 3 号 において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事

る事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 (略)

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第50条 (略)

項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 (略)

(委任)

第49条 (略)

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。